

手続きの流れ

申請受付開始 令和8年6月1日

① 購入品の検討

補助金対象品目表 (P.3) 及び対象品目細部事項 (P.4~10) を参照し、購入品や購入数を検討してください。補助金対象品目表には、1団体500世帯対象とした目標整備数がカッコ書きで記載してありますので、参考にしてください。

② 購入品の単価目安

対象品目ごと、前年度の実績や物価等を考慮した平均単価を8割した額（自主防災会は3割）を補助単価として設けています。購入品の単価は、補助単価以上の金額を目安とするよう検討してください。全体の購入金額が交付決定額を下回ると、返金処理が発生しますのでご注意ください。

※ 事前相談が必要な3品目

消火栓利用型市民消防隊活動資機材、防災倉庫、感震ブレーカーは、申請に細かい条件があるため、事前相談が必須です。危機管理課までご相談ください。

③ 補助金の計算

購入品の詳細が決まったら、個数申請計算書 (P.11~13) で補助額を計算します。購入品全ての補助額を算出し、合計したものが交付申請額になります。

個数申請計算書イメージ

※カッコ内は、1団体500世帯対象での目標整備数

| 項目 | 品名 | 所持数 | 補助単価 | 申請数 | 補助額 |
|--------------|----------------------------|-----|----------|-----|----------|
| 情報収集 伝達用具 | 無線機 (5) | 3 | ¥19,300 | 1 | ¥19,300 |
| | ラジオ (1) | 0 | ¥6,300 | | |
| | ワイヤレスアンプ (1) | 0 | ¥127,300 | 1 | ¥127,300 |
| | 黄色いハンカチ等 (安否確認用具) (500) | 0 | ¥200 | 100 | ¥20,000 |

- 1 所持数を記載(メモ)
- 2 申請数を記載
- 3 補助額を記載
- 4 補助合計額を記載

補助合計額 ¥166,600

- ・所持数の記載は、申請する品目のみで構いません。耐用年数の経過、故障、ローリングストックなどで更新する品目は、所持数に含めません。
- ・申請数は、所持数と目標整備数を参照し必要数として審査します。大幅に上回る場合、お問い合わせさせていただくこともありますのでご了承ください。

④ 申請書（オレンジ）及び請求書の提出

出書類一式をご準備いただき、危機管理課にご提出ください。

- 申請書（オレンジ）
 - ※ 表：申請書、事業計画書
 - ※ 裏：歳入歳出予算書
- 自主防災組織編成表（任意）
- 請求書

※ 消火栓利用型市民消火隊活動用資機材、防災倉庫及び感震ブレイカーは追加で添付資料が必要です。事前相談時にご案内します。

※ 原則、見積書の提出は不要です

個数申請により補助額が決定するため、見積書の提出は不要です。（事前相談が必要な3品目を除く）

申請書の提出期限 〳令和8年9月末日

⑤ 交付決定通知書の送付

危機管理課で申請内容を審査した後、申請者（会長）あてに補助金交付決定通知書を送付いたします。併せて、実績報告書（水色）を同封します。

⑥ 補助金の入金

交付決定通知から、概ね2～3週間で指定口座に入金します。

⑦ 防災器材等の整備

申請内容に基づき、防災器材等を整備してください。

⑧ 実績報告書（水色）の提出

事業完了後、提出書類をご準備いただき、危機管理課に提出してください。実績報告書は、交付決定通知書に同封します。

- 実績報告書（水色）
 - ※ 表：実績報告書、歳入歳出決算書
 - ※ 裏：防災器材等保有調査票
- 購入個数、金額など内訳の分かる書類（レシート、請求書、納品書、明細書、領収書など）

※ 街頭消火器及び防災倉庫は追加で添付資料が必要です。交付決定時にご案内します。

実績報告書の提出期限 〳令和9年2月末日